

宇治田原町長 西谷 信夫 様

宇治田原町地域公共交通活性化協議会
会 長 井 上 学

「宇治田原町地域公共交通計画[案]」について(提言)

当協議会は、令和 4 年 4 月の設立以来、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下、「法」)に基づく「宇治田原町地域公共交通計画」(以下、「計画」)の新規策定に向け、計 6 回の会議を開催し、協議を進めてまいりました。

協議にあつては、平成 29 年の「宇治田原町における公共交通の方針について」策定以降、町が数多く取り組んでこられた施策の内容や情報をベースに、地域公共交通を取り巻く背景の把握に努めました。そして、まちづくりと協調しつつ、地域・事業者・行政の連携と役割分担のもとで、多様な移動モードの組み合わせにより自家用車以外でも移動できる環境の持続的な維持・確保をめざす、公共交通のマスタープランとしての検討を行いました。

また、令和 4 年 12 月から令和 5 年 1 月にかけては、当協議会で作成に至った計画[素案]にご意見を賜るべく、パブリックコメントを実施したところです。

こうした経過を経て、計画[案]の策定に至りましたので、ここに提言いたします。

この計画[案]では、「人をつなげる みんなで支える ^は心^とのまちの地域公共交通」という基本理念のもと、それを実現するための 4 つの基本方針を定めるとともに、それらに基づく様々な施策の方向性を示しています。

計画の策定後は、当協議会とともに施策を着実に推進されるよう、下記の事項に十分配慮されることを要望いたします。

記

1 みんなで支える地域公共交通施策の推進

地域公共交通を未来につなぐためには、計画の基本理念に掲げているとおり、なによりも地域住民が一致協力し、住民みんなで支え、子どもたちの世代までずっと残していくという意識が非常に重要である。

このため、計画の基本方針に基づく 11 の施策メニューには、行政・交通事業者等はもちろんのこと地域住民にも、その実施主体として連携・協力をいただく内容を位置づけているところである。

こうした住民への積極的な働きかけのほか、まずは地域公共交通の利用体験をしていただくことが大切になるため、新たな対象者層を含めた利用促進を重点的に図られたい。

2 持続可能な地域公共交通のための財源確保と行政支援

本計画では、町内外を結ぶ基幹公共交通機関である路線バスの維持確保に資するとともに、路線バスと連携して地域公共交通ネットワークの一翼を担う、「新しい地域公共交通」として令和4年10月から有償運行を開始した町内支線『うじたわLIKE^ら♡バス・♡タクシー^{はーと}』の必要性と、行政による支援を位置づけている。

また、本計画に基づき、地域公共交通確保維持改善事業費補助金をはじめとする国・府補助金の交付を受けることが可能となるため、当協議会では町とともにその手続きを着実に進めることとしている。

町にあっては、「地域公共交通を未来につなぐ」視点から、その維持確保や利用促進、改善に資する財源確保と公的資金支出の継続に努められたい。

3 多くの関係者との協議や広域的な連携の継続

法に基づき国が定める基本方針では、地域公共交通計画について、地域公共交通活性化協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者との個別協議を重ねることで作成していくものとされている。本計画の作成や「新しい地域公共交通」の導入にあたっては、当協議会での会議開催のほか、路線バス事業者、タクシー事業者、行政関係者、地域住民と多くの協議を重ねたところである。

また本計画では、同じく基本方針で検討が求められている多様な輸送資源を最大限活用する取り組みや、MaaS(マース:Mobility as a Service、交通の最適化)の視点による利便性向上など新しい取り組みのほか、新名神高速道路や町内外の道路整備を考慮した広域的なネットワークの形成、地域公共交通にかかる協議・調整の場の確保を施策に掲げている。

引き続き、当協議会での協議はもちろんのこと、多くの関係者との個別協議、周辺自治体等の広域での連携を重視されたい。

4 計画の着実な進行管理

本計画は、コロナ禍をはじめとする社会・経済情勢や住民の移動需要・価値観等の変化に柔軟に対応するため、数値目標と施策について継続的に検証・見直しを行うこととしている。

検証・見直しにあたっては、計画全体に対する PDCA サイクル(Plan・Do・Check・Action)のほか、パブリックコメントで多くの意見が見られた「新しい地域公共交通」など随時の検証・改善が必要とされる個別施策に対しては、より適時性の高い PDR サイクル(Prep・Do・Reviw)により、着実な進行管理を実施されたい。

以上